



むさし証券

自己資本規制比率

526.4%

(2026 年 6 月末現在)

（単位：百万円）	
項 目	指 標
固定化されていない自己資本の額 (A)	17,443
リスク相当額合計 (B)	3,313
市場リスク相当額	1,121
取引先リスク相当額	928
基礎的リスク相当額	1,263
自己資本規制比率 [(A) / (B) x 100%]	526.4%

〈ご参考〉自己資本規制比率とは

自己資本規制比率とは、金融商品取引業者の財務の健全性を測る重要な指標です。
金融商品取引法第46条の6において、金融商品取引業者は、その業務に伴う諸事情により発生し得るリスクを、内閣府令で定められた方法に基づき、総体的に日々把握・管理し、それらのリスクが顕在化した場合でも、それに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産（固定化されていない自己資本）を維持することが義務づけられています。

具体的には、本表の「固定化されていない自己資本の額（A）」を、「リスク相当額合計（B）」で除した数値（自己資本規制比率）が120%を下回ることがないようにしなければならいとされています。

なお、本表は、自己資本規制比率を記載した書面であり、金融商品取引法第46条の6第3項の規定に基づき、各四半期の末日時点の状況を翌月末時点から3ヶ月間、すべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することとされています。